

# 一般社団法人千葉県社会福祉士会 倫理委員会規則

規則第8号  
令和元年6月23日制定

## (根拠)

**第1条** 一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条第5号に基づき、本会に所属する社会福祉士の倫理及び資質の向上に資するために倫理委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

## (委員会の位置づけ)

**第2条** 本委員会は、その目的を達成するために本会の組織において独立した立場で活動するものとする。

## (組織)

**第3条** 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本会に所属する社会福祉士3名
- (2) 本会に所属する社会福祉士以外で社会福祉士の倫理及び資質向上等に知見を有する者4名
- 2 前項1号の委員は、別途定める倫理委員会委員選任規程に基づき選任する。但し、会長を委員に選任することはできない。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。委員長は、副委員長1人を選任することができる。
  - (1) 委員長は、本委員会を主宰する。
  - (2) 副委員長は、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めるところにより、その職務を代理する。

## (招集)

**第4条** 委員長は、本委員会を招集し、議長となる。

- 2 本委員会を招集するには、会日より1週間前に委員に対してその通知を発しなければならない。ただし緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。
- 4 本委員会は、委員全員の同意があつたときは、招集の経緯を経ないで開くことができる。

## (任期)

**第5条** 委員の任期は2年とし、4期を超えることはできないものとする。

- 2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (解任)

**第6条** 委員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

## (審議事項)

**第7条** 本委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会に所属する社会福祉士の行動規範に関すること。

- (2) 本会に所属する社会福祉士の懲罰に関する事。
- (3) 本会に所属する社会福祉士に対する苦情、中傷等に関する事。
- (4) その他(1)から(3)に関連する事。

(開催)

第8条 本委員会は、苦情申立書が提出された場合に審査を行うために開催する。

2 苦情申立書が提出されない場合でも、定例会は、原則として1年に1回12月までに開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めた場合及び委員の3分の2以上の開催要求があった場合に開催する。

(議決数)

第9条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、出席した委員の過半数をもって議決する。

(委員以外の出席者)

第10条 本委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(細則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、本委員会又は理事会の発議に基づき、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、令和元年6月23日より施行する。